

弘前市生活環境をよくする条例

平成18年 2月27日

弘前市条例第95号

改正 平成24年 3月22日弘前市条例第 5号
平成25年 3月22日弘前市条例第 4号
平成26年 3月20日弘前市条例第17号
平成31年 3月22日弘前市条例第 1号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 公害防止に関する事項（第 3 条—第 8 条）
- 第 3 章 生活環境の保全に関する事項（第 9 条—第16条）
- 第 4 章 雑則（第17条—第23条）
- 第 5 章 生活環境保全審議会（第24条—第29条）
- 第 6 章 罰則（第30条・第31条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、弘前市環境保全基本条例（平成18年弘前市条例第94号）の理念に基づき、法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めるもののほか、公害の防止その他良好な生活環境の保全に関して必要な事項を定めることにより、健康で安全かつ快適な市民生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- （2） 環境汚染物質等 ばい煙、粉じん、汚水、廃液、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭をいう。
- （3） 特定施設 工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置される施設のうち、環境汚染物質等を発生し、及び排出し、又は飛散させる施設であって別表に定めるものをいう。
- （4） 規制基準 特定施設から発生し、及び排出し、又は飛散する環境汚染物質等の濃度及び構造等の基準であって規則に定めるものをいう。

第 2 章 公害防止に関する事項

（規制基準の遵守等）

第 3 条 特定施設を設置している者は、規制基準を遵守し、良好な生活環境を侵害することのないように努めなければならない。

2 市民及び事業者は、法令等及びこの条例に規制の定めがないものについても、良好な生活環境を損なうことのないように努めなければならない。

（監視及び公表等）

第 4 条 市長は、国その他の関係機関と連絡を密にし、公害の防止及び生活環境の保全について、必

要な監視、測定及び調査を行うとともに、苦情の処理に努めなければならない。

2 市長は、毎年、前項の規定による測定、調査及び苦情処理の状況を公表しなければならない。

(援助)

第5条 市長は、公害防止のための施設の整備について、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助を行うように努めなければならない。

(公害防止協定)

第6条 事業者は、市長が良好な生活環境を保全する必要があると認め、公害の防止に関する協定の締結について協議を求めたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。

2 事業者は、前項の規定による協定が成立したときは、誠実にこれを遵守しなければならない。

(事故時の措置)

第7条 事業者は、工場等における事故により公害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに応急の措置を講じるとともに、市長に事故の状況を届け出なければならない。

2 前項の規定により届出をした者は、その事故について、速やかに復旧その他の必要な措置を講じ、その措置を完了したときは、市長にその旨を届け出なければならない。

(公害防止教育の実施等)

第8条 事業者は、公害の防止のため、従業者に対し必要な教育を行い、公害防止に係る指示を徹底させるとともに、その事業に係る施設を適正に管理するよう努めなければならない。

第3章 生活環境の保全に関する事項

(空地の適正管理)

第9条 空地の所有者、占有者又は管理者は、その空地について、繁茂した雑草又は放置された廃棄物を除去し、及び廃棄物の不法投棄を防止する措置を講じるなど、近隣住民の生活環境を損なうことのないよう適正に管理しなければならない。

(燃焼不適物の焼却禁止)

第10条 何人も、ゴム、合成樹脂、廃油その他の燃焼に伴って著しいばい煙、有害ガス又は悪臭の発生するおそれのある物を、屋外においてみだりに焼却してはならない。ただし、人の健康又は生活環境を損なうことのないよう適切な措置を講じた場合は、この限りでない。

(土砂等の飛散防止等)

第11条 土砂、建設廃材その他の物（以下「土砂等」という。）を運搬する者は、その積載物を飛散させないように被覆その他の必要な措置を講じなければならない。

2 土砂等をたい積し、又は土地造成等を行う者は、その土砂等を飛散し、又は流出させないように必要な措置を講じなければならない。

(畜舎等の清潔保持)

第12条 家畜、家禽(きん)を飼養する者は、畜舎、家禽(きん)舎を常に清潔にするとともに、汚物及び汚水の処理を適切に行い、悪臭及び害虫の発生防止に努めなければならない。

(公共の場所等の清潔保持)

第13条 何人も、道路、公園、河川等の公共の場所（以下「公共の場所」という。）その他に、空き缶、吸い殻、汚物等の廃棄物を投棄し、これらの場所を汚損してはならない。

(夜間の静穏保持)

第14条 何人も、夜間（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。以下同じ。）においては、楽器音、音響機器音、機械音、人声等により付近の静穏を害してはならない。

2 事業者は、夜間においては、建設工事等に伴う騒音又は振動を発生させないように努めなければならない。ただし、特殊かつ緊急の場合は、この限りでない。

(農薬の被害防止)

第15条 市街化区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化区域をいう。)内において農薬を使用する者又は取り扱う者は、人の健康又は生活環境を損なうことのないよう十分に配慮しなければならない。

(屋根雪等の除排雪)

第16条 土地及び建物の所有者、占有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、屋根雪等を除排雪するときは、指定された雪捨て場以外の公共の場所にみだりに捨ててはならない。

2 所有者等は、屋根雪等の除排雪をするときは、隣家及び周囲の生活環境を損なわないように適切な処理をしなければならない。

第4章 雑則

(報告)

第17条 市長は、必要と認める場合には、特定施設を設置している者に対し、環境汚染物質等の処理状況その他の事項について報告を求めることができる。

(立入調査)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、特定施設その他環境汚染物質等を発生し、及び排出し、又は飛散させる施設が設置されている場所に立ち入り、その施設、関係書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(指導及び勧告)

第19条 市長は、特定施設から発生し、及び排出し、又は飛散する環境汚染物質等が規制基準に適合しないと認めるときは、その施設を設置している者に対し、公害の防止について必要な措置を講じるように指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、第9条から第15条まで及び第16条第1項の規定に違反する行為をしていると認めるときは、その者に対し、当該違反行為の是正について必要な措置を講じるように指導し、又は勧告することができる。

(措置命令)

第20条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該特定施設に係る環境汚染物質等の処理方法の改善又は当該違反行為の是正その他の措置命令をすることができる。

(使用停止命令等)

第21条 市長は、前条の規定による命令を受けた者(第13条から第15条まで及び第16条第1項の規定に係る者を除く。)がその命令に従わないときは、当該特定施設の全部若しくは一部の使用停止命令又は当該違反行為に係る是正命令をすることができる。

2 市長は、前項の規定により命令をしようとするときは、あらかじめ、弘前市生活環境保全審議会(第24条の規定により設置されたものをいう。)の意見を聴かななければならない。

(届出)

第22条 第19条第1項の規定による勧告又は第20条の規定による措置命令若しくは前条第1項の規定による使用停止命令若しくは是正命令を受けた者が、その勧告又は命令に基づく措置を完了したときは、速やかに市長に届け出て確認を受けなければならない。

(規則への委任)

第23条 この条例の施行に関して必要な事項(次章に規定する事項を除く。)は、規則で定める。

第5章 生活環境保全審議会

(設置)

第24条 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議するため、弘前市生活環境保全審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- (1) 第21条に規定する使用停止命令又は是正命令に関する事項
- (2) その他公害の防止及び生活環境の保全に関する事項

(委員)

第25条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験のある者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 企業関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 公募による市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第26条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第28条 審議会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、審議会に関して必要な事項は、市長が定める。

第6章 罰則

第30条 第21条第1項の規定による使用停止命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100,000円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、30,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第18条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (3) 第21条第1項の規定による是正命令に違反した者

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年2月27日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の弘前市生活環境をよくする条例(昭和60年弘前市条例第7号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 第27条第1項の規定にかかわらず、最初の審議会の会議は、市長が招集する。
- 4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則 (平成24年3月22日弘前市条例第5号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日弘前市条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
附 則 (平成26年3月20日弘前市条例第17号)
この条例は、平成26年4月1日から施行する。
附 則 (平成31年3月22日弘前市条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

	施設の区分	施設の名称	施設の規模等
1	ばい煙関係施設	廃棄物焼却炉	火格子面積が0.5平方メートル以上1平方メートル未満であるか、又は焼却能力が1時間当たり50キログラム以上100キログラム未満であること。
2	粉じん関係施設	土石のたい積場	面積が200平方メートル以上500平方メートル未満であること。
3	汚水関係施設	豚房施設	豚房の総面積が10平方メートル以上50平方メートル未満であること。
4		自動車分解整備事業の用に供する洗車施設(自動式のものを除く。)	屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場であること。
5		自動車解体を業として行う工場等	

備考 4の項に掲げる「自動車分解整備事業」とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。